



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第37号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号まで中「事務吏員」を「吏員」に改め、同条第4号中「長野県事務吏員」を「県吏員」に改める。

第55条第1項中「第72条の49第10項」を「第72条の49第11項」に改める。

第60条の2第2項中「、条例附則第8条第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」を削り、「又は条例」を「、条例」に、「金額が」を「金額又は条例附則第11条の3第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額が」に改める。

第66条の6第2項中「第10条第6項」を「第10条第12項」に改める。

第85条の4第4項第1号中「平均乗車密度が15人以下であり、かつ、」を削り、「生活路線」を「生活交通路線」に改め、同項第2号中「生活路線」を「生活交通路線」に改め、同条第5項中「、生活路線」を「、生活交通路線」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号の減免

減免を受けようとする者が所有する一般乗合用バスの総台数 ×  $\frac{\text{当該一般乗合用バスの生活交通路線における年間走行キロ数}}{\text{当該一般乗合用バスの全路線における年間走行キロ数}}$

第85条の5第4号のイ及びウ中「生活路線」を「生活交通路線」に改める。

第102条の9の2第4項中「生活路線」を「生活交通路線」に改める。

様式第1号の表面及び様式第2号の表面中「長野県事務吏員」を「長野県 吏員」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「殿」を「様」に改める。

様式第8号の一般用の第1片の表面中「 殿」を「 様」に改める。

様式第9号中「殿」を「様」に改める。

様式第10号の一般用の表面及び様式第10号の2中「殿」を「様」に改める。

様式第13号中「殿」を「様」に改める。

様式第14号中 「住(居)所(所在地) 殿」を「住(居)所(所在地) 様」に改める。  
氏名(法人名)

様式第17号及び様式第18号中 「氏名 殿」を「氏名 様」に改める。  
(法人名)

様式第24号、様式第26号から様式第30号まで、様式第32号、様式第33号、様式第35号及び様式第38号中「殿」を「様」に改める。

様式第43号の一般用及び法人県民税・法人事業税用中「殿」を「様」に改める。

様式第47号の一般用中「殿」を「様」に改める。

様式第51号の生活路線に係る自動車税用中「生活路線」を「生活交通路線」に改める。

様式第66号中「殿」を「様」に改める。

様式第66号の2中「殿」を「様」に、「助産婦業等」を「助産師業等」に改める。

住宅の用に供する土地  
被収用不動産等の代替不動産  
様式第90号の入会(旧慣使用)林野の整備による土地 用の裏面中「住宅を」を削り、  
心身障害者の雇用に係る施設  
特定農産加工業の経営改善に係る不動産  
認定事業再構築計画に係る不動産

「する予定」を「予定の住宅」に改める。

様式第91号中 「氏名殿」を「氏名様」に改める。

様式第115号の 県民税利子割 用及び様式第115号の2中 「氏名殿」を  
県たばこ税 (法人名)

「氏名様」に改める。  
(法人名)

様式第123号から様式第125号まで中「殿」を「様」に改める。

様式第138号の4、様式第138号の8及び様式第138号の9中 「氏名殿」を  
(名称)

「氏名様」に改める。  
(名称)

様式第142号の2及び様式第155号中「殿」を「様」に改める。

様式第156号の第1片の表面中「——殿」を「      様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(自動車税の減免に関する規定の適用)

2 平成14年度における一般乗合用バスの自動車税の減免に係るこの規則による改正後の長野県県税に関する規則(以下「新規則」という。)第85条の4、第85条の5及び様式第51号の生活交通路線に係る自動車税用の規定の適用については、新規則第85条の4第4項第1号中「バス路線(」とあるのは、「バス路線(長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第37号)による改正前の長野県県税に関する規則第85条の4第4項第1号の生活路線として指定されていた路線を含む。)」とする。

3 当分の間、一般貸切用バスの自動車税の減免に係る新規則第85条の4、第85条の5及び様式第51号の生活交通路線に係る自動車税用の規定の適用については、新規則第85条の4第4項第2号中「生活交通路線」とあるのは、「生活交通路線(長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第37号)による改正前の長野県県税に関する規則第85条の4第4項第1号の生活路線として指定されていた路線を含む。)」とする。

税 務 課